薬事法施行規則第二百十六条の二第一項の規定に基づき同令第二百九条の二及び第二百十条第五号に規定する表示が記載されていることを要しない期間として厚生労働大臣が定める期間

薬事法施行規則第二百十六条の二第一項の規定に基づき同令第二百九条の二及び第二百十条第五号に規定する表示が記載されていることを要しない期間として厚生労働大臣が定める期間は、薬事法第三十六条の三第一項第一号及び第二号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する第一類医薬品及び第二類医薬品の一部を改正する件（平成二十五年厚生労働省告示第二号）により指定が変更された医薬品については、次に掲げる当該指定に係る告示による改正後の規定に応じ、次に定める当該指定に係る告示の適用の日から起算してそれぞれ一年間とする。

一　次号に掲げる規定以外の規定　公布の日

二　別表第三無機薬品及び有機薬品の項第三十二号の規定　平成二十五年一月十九日

○関東地方整備局告示第三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十五年一月十一日

関東地方整備局長　森北　佳昭

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五十一号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
千葉市若葉区若松町三六八番一地先から同市若葉区若松町三六八番四三地先まで	前	二六・五九～二八・〇三	〇・〇二四キロメートル	
	後	二六・五九～五七・〇二	〇・〇二四キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局千葉国道事務所

○関東地方整備局告示第四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年一月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

関東地方整備局長　森北　佳昭

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五十一号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
千葉市若葉区若松町三六八番一地先から同市若葉区若松町三六八番四三地先まで	前	二六・五九～二八・〇三	〇・〇二四メートル	
	後	二六・五九～五七・〇二	〇・〇二四メートル	

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局千葉国道事務所

○関東地方整備局告示第五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年一月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年一月十一日

関東地方整備局長　森北　佳昭

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五十一号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
千葉市若葉区若松町三六八番一地先から同市若葉区若松町三六八番四三地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	前	二六・五九～二八・〇三	〇・〇二四メートル	
	後	二六・五九～五七・〇二	〇・〇二四メートル	

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局千葉国道事務所

○関東地方整備局告示第六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年一月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年一月十一日

関東地方整備局長　梅山　和成

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二十一号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
美濃加茂市御門町二丁目字赤池上三一四番一から各務原市鵜沼東町一丁目九一番一まで	前	BA	八・三〇～一四・〇〇 三六・八〇メートル～一〇七・四〇 一二・三六三キロメートル～六・九六五	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	BA	八・三〇～一四・〇〇 三六・八〇メートル～一〇七・四〇 一二・三六三キロメートル～六・九六五	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局岐阜国道事務所

○中部地方整備局告示第五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年一月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年一月十一日

中部地方整備局長　梅山　和成

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百三十八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
静岡県駿東郡小山町須走字滝ノ沢三〇七番一から御殿場市茱萸沢字大畑二三一番一まで	前	BA	九・四〇～七〇・一〇 六・八九八メートル～六・三六〇キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	BA	九・四〇～七〇・一〇 六・八九八メートル～六・三六〇キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局静岡国道事務所

○中部地方整備局告示第六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年一月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年一月十一日

中部地方整備局長　梅山　和成

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二十一号	各務原市鵜沼宝積寺町一丁目二一五番一から同市鵜沼宝積寺町一丁目八三番二三四まで	中部地方整備局及び同局岐阜国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年一月十一日

○中部地方整備局告示第七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年一月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年一月十一日

中部地方整備局長　梅山　和成

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百三十八号	御殿場市仁杉字水口八五七番一から同市仁杉字水口八三六番一四まで	中部地方整備局及び同局静岡国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年一月十一日